

令和 2 年 7 月 10 日

法人文書開示決定通知書

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会
代表 多田 雅史 様

国立研究開発法人国立循環器病研究センター 印



令和 元年 11 月 13 日付けの法人文書の開示請求（国循収第 19111401 号）について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する法人文書の名称

以下（1）及び（2）の開示請求対象文書に対して特定した法人文書については、全部開示とする。

- (1) 「大江洋史医師が「総説として、てんかん類似めまい症に対してランドセンが効果があると書いた」とされる論文（総説）」

<特定した法人文書（全部開示）>

- ・「ENTONI」2008 年 4 月・増大号 高齢者のめまい診断における pitfall
「高齢者の慢性ふらつき感について」
執筆 大江 洋史（おおえ ひろし）

- (2) 「国立循環器病研究センターが『「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効性及び安全性が確立している』と判断した根拠となる資料」

<特定した法人文書（全部開示）>

- ・厚生労働科学研究費補助金 効果的医療技術の確立推進臨床研究事業（痴呆・骨折分野）
「脳磁図を用いた高齢者平衡機能障害の診断と機序解明および転倒防止に関する研究」
（平成 14 年度研究報告（平成 15 年 3 月）
主任研究者：成富 博章（なるとみ ひろあき） 国立循環器病センター
- ・「ENTONI」2008 年 4 月・増大号 高齢者のめまい診断における pitfall
「高齢者の慢性ふらつき感について」
執筆 大江 洋史（おおえ ひろし）
- ・「ENTONI」2009 年 5 月号 訴えからみためまいの見分け方
「浮動性めまい」
執筆 大江 洋史（おおえ ひろし）

2 不開示とした部分とその理由

以下（1）ないし（4）の開示請求対象文書に対して特定した法人文書については、以下の理由により不開示とする。

(1) 「国立循環器病研究センターが保有する「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」

<特定した法人文書>

国立循環器病研究センターで治療を行った特定個人の患者のカルテ（診療録）

<不開示とした部分>

全部

<不開示とした理由>

当センターにおいては、当該開示請求対象文書である「「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」として作成しまとめた法人文書は存在しておらず、保有していない。但し、当該有効症例が記載される法人文書を探索したところ、「てんかん類似めまい症」の治療を行った特定の対象患者個人複数名のカルテ（診療録）にそれらの情報が記載されていることから、当該カルテ（診療録）文書を本件開示請求の対象文書として特定した。

当該対象患者個人のカルテ（診療録）には、個人の氏名・住所・連絡先等とともに、具体的な病歴、治療目的・内容、治療経緯など、個人を識別することのできる情報が記載されており、これらは公にすることにより個人の権利利益を害する情報である。

治療患者に対するカルテ（診療録）情報は、個人情報の中でも特に取扱いに注意すべき本人固有の個人情報であり、カルテ（診療録）に記載された患者の個人情報が公にされた場合、他に知られるはずのない本人の識別情報や患者個人としての病気や治療内容等の情報が流布されることとなり、当該個人に対する多大な不利益や差別・偏見等が生じる結果となる。そのため、当センターにおいては、取扱う患者個人のカルテ（診療録）情報については、その全てにおいて、一切公表をしていない（公表慣行もない）。また、同様に、全国の他の医療機関においても、慣行としても公にしていないものと認識する。

したがって、特定した法人文書である「国立循環器病研究センターが保有する「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」が記載された複数名の「国立循環器病研究センターで治療を行った特定個人の患者のカルテ（診療録）」は、氏名等の個人識別情報とともにその病気・診療の詳細な個々人の固有情報が記載されているものであり、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書き）でなく、また、同号ただし書き口及びハに該当しないものであることから、不開示とするものである。

なお、当該法人文書（カルテ（診療録））は、その全体が一体として個人診療録という個人識別部分に該当することから、法6条の部分開示の余地はない。仮に、個人の氏名・住所・連絡先等のような部分のみをマスキングをして開示するとした場合、当該個人を知る一定範囲の者が当該個人を特定することが可能となることは否めなく、個人に関する病気・診療等の詳細な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、いずれにせよ当該法人文書においては部分開示をする余地もない。

(2) 「「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例を示す耳鼻科的な論文」

<特定した法人文書>

なし<不存在>

<不開示とした部分>

全部<不存在>

<不開示とした理由>

当センターとして、不服申立者（開示請求者）が、法人文書開示請求書の別紙で言及している特定の裁判（名古屋地方裁判所（平成25年（ワ）第5249号損害賠償請求事件）の中で、特定の証人（出廷時当センターの医師（現在は当センターを退職）であった大江洋史氏）が、個人の責任で出廷し発言したことがあったという事実については承知しているが、当該特定の個人が出廷・発言した事実・内容については、当センターを代表して出廷したのもでも当センターとして発言したのもでもなく、あくまで当センターとは直接関係のない個人の立場・責任で出廷・発言したものである。従って、当該特定の個人が、個人の立場で発言したとする当該開示請求対象文書が具体的に如何なる文書等を指しているか当センターとしては把握しておらず、上記裁判に関連する法人文書として、当センターが保有しているのは、原告（多田雅史氏）、被告（国立循環器病研究センター）双方が、実際に裁判に提出した準備書面、証拠等であるところ、これらの文書の中に、当該開示請求対象文書である「「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例を示す耳鼻科的な論文」が含まれていないことを確認しており、当該開示請求対象文書について当センターが法人文書として特定可能な文書はなく、保有していない。

その上で、当該特定個人が主張したとする「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例を示す耳鼻科的な論文」なる文書について、当センター内における法人文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、該当する法人文書の存在は確認できないことから、当センターとして当該文書を保有しておらず、不存在のため、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項により、不開示とする。

(3) 「本開示請求者（医療過誤訴訟の原告）の治療の前後において、「てんかん類似めまい症」に対する有効性を確認するランドセンの処方例の有無」

当センターにおいては、当該開示請求対象文書である「「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」として作成しまとめた法人文書は存在しておらず、保有していない。但し、当該有効症例が記載される法人文書を探索したところ、「てんかん類似めまい症」の治療を行った特定の対象患者個人複数名のカルテ（診療録）にそれらの情報が記載されていることから、当該カルテ（診療録）文書を本件開示請求の対象文書として特定した。

当該対象患者個人のカルテ（診療録）には、個人の氏名・住所・連絡先等とともに、具体的な病歴、治療目的・内容、治療経緯など、個人を識別することのできる情報が記載されており、これらは公にすることにより個人の権利利益を害する情報である。

治療患者に対するカルテ（診療録）情報は、個人情報の中でも特に取扱いに注意すべき本人固有の個人情報であり、カルテ（診療録）に記載された患者の個人情報公にされた場合、他に知られるはずのない本人の識別情報や患者個人としての病気や治療内容等の情報が流布されることとなり、当該個人に対する多大な不利益や差別・偏見等が生じる結果となる。そのため、当センターにおいては、取扱う患者個人のカルテ（診療録）情報については、その全てにおいて、一切公表をしていない（公表慣行もない）。また、同様に、全国の他の医療機関においても、慣行としても公にしないものと認識する。

したがって、特定した法人文書である「国立循環器病研究センターが保有する「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」が記載された複数名の「国立循環器病研究センターで治療を行った特定個人の患者のカルテ（診療録）」は、氏名等の個人識別情報とともにその病気・診療の詳細な個々人の固有情報が記載されているものであり、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）でなく、また、同号ただし書ロ及びハに該当しないものであることから、不開示とするものである。

なお、当該法人文書（カルテ（診療録））は、その全体が一体として個人診療録という個人識別部分に該当することから、法6条の部分開示の余地はない。仮に、個人の氏名・住所・連絡先等のような部分のみをマスキングをして開示とした場合、当該個人を知る一定範囲の者が当該個人を特定することが可能となることは否めなく、個人に関する病気・診療等の詳細な情報が明らかとなつて、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、いずれにせよ当該法人文書においては部分開示をする余地もない。

(4) 「国立循環器病研究センターが、大江洋史医師に対して、脳磁計等の検査により異常な電気活動がまったく存在しない10症例のすべてにおいて、国内のてんかん治療ガイドラインにおいて禁じられている「診断的処方」の実施を許容した根拠となる資料」

当センターにおいては、当該開示請求対象文書である「「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」として作成しまとめた法人文書は存在しておらず、保有していない。但し、当該有効症例が記載される法人文書を探索したところ、「てんかん類似めまい症」の治療を行った特定の対象患者個人複数名のカルテ（診療録）にそれらの情報が記載されていることから、当該カルテ（診療録）文書を本件開示請求の対象文書として特定した。

当該対象患者個人のカルテ（診療録）には、個人の氏名・住所・連絡先等とともに、具体的な病歴、治療目的・内容、治療経緯など、個人を識別することのできる情報が記載されており、これらは公にすることにより個人の権利利益を害する情報である。

治療患者に対するカルテ（診療録）情報は、個人情報の中でも特に取扱いに注意すべき本人固有の個人情報であり、カルテ（診療録）に記載された患者の個人情報公にされた場合、他に知られるはずのない本人の識別情報や患者個人としての病気や治療内容等の情報が流布されることとなり、当該個人に対する多大な不利益や差別・偏見等が生じる結果となる。そのため、当センターにおいては、取扱う患者個人のカルテ（診療録）情報については、その全てにおいて、一切公表をしていない（公表慣行もない）。また、同様に、全国の他の医療機関においても、慣行としても公にしていないものと認識する。

したがって、特定した法人文書である「国立循環器病研究センターが保有する「てんかん類似めまい症」に対するランドセンの有効症例」が記載された複数名の「国立循環器病研究センターで治療を行った特定個人の患者のカルテ（診療録）」は、氏名等の個人識別情報とともにその病気・診療の詳細な個々人の固有情報が記載されているものであり、全体として法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号た

だし書イ)でなく、また、同号ただし書口及びハに該当しないものであることから、不開示とするものである。

なお、当該法人文書(カルテ(診療録))は、その全体が一体として個人診療録という個人識別部分に該当することから、法6条の部分開示の余地はない。仮に、個人の氏名・住所・連絡先等のような部分のみをマスキングをして開示するとした場合、当該個人を知る一定範囲の者が当該個人を特定することが可能となることは否めなく、個人に関する病気・診療等の詳細な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、いずれにせよ当該法人文書においては部分開示をする余地もない。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

*裏面の説明事項をお読みください。

法人文書の種類 ・数量等	開示の実施の方法	算定基準(国立研究開発法人国立循環器病研究センター情報公開手数料規程別表参照)	法人文書全体について 開示の実施を受けた場合の基本額	開示実施手数料 (基本額-開示請求手数料300円)
A4判文書86枚	① 閲覧 ② 複写機により複写したものの交付 ③ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	① 100枚迄毎につき100円 ② 用紙1枚につき10円 ③ 光ディスク1枚につき100円に当該文書1枚ごとに10円を加えた額	① 0円 ② 860円 ③ 960円	① 0円 ② 560円 ③ 660円

(2) 事務所における開示を実施することができる日時

令和2年7月20日から令和2年8月31日までの期間のうち「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日の3日後以降の日(土、日その他の法人機関の休日を除く。)

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

「法人文書の開示の実施方法等申出書」確認後、到着まで5日程度。郵送料(簡易書留)710円。

4 担当課等 国立循環器病研究センター 総務課広報係 木下
〒564-8565 大阪府吹田市岸部新町6番1号 TEL 06-6170-1070

(裏面) <説明事項>

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「4 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くように御提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。

2 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例：いずれも片面印刷の場合)

150頁ある法人文書を閲覧する場合：

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

150頁ある法人文書の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1500円 → 手数料は1200円

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、20頁について写しの交付を受ける場合(残りの30頁は開示を受けない)：閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、所要額を現金書留又は銀行振込で納付し、銀行振込の場合には、そのことを証明する書類を提出される「法人文書の開示の実施方法等申出書」に添付してください。

なお、事務所に直接来所の上、「法人文書の開示の実施方法等申出書」を提出される場合には、現金によることもできます。

3 開示決定等に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国立研究開発法人国立循環器病研究センターに対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国立研究開発法人国立循環器病研究センターを被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

4 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

5 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

法人文書の開示の実施方法等申出書

国立研究開発法人国立循環器病研究センター 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

法人文書開示決定通知書(令和 年 月 日付け 第 号)により通知のありました法人文書について、既報のとおり開示を受けるので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第3項及び同施行令第9条第2項の規定に基づき、申出をします。

○ 開示実施手数料

<p>開示実施手数料</p> <hr/> <p>円</p>	<p>銀行振込で支払った場合は、ここに証明する書類をはってください。</p>	<p>(受付印欄)</p>
-------------------------------	--	---------------

- ・ 複写機により複写したものの交付：開示実施手数料 560 円
- ・ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付：開示実施手数料 660 円

○ 送付による場合

- ・ 複写機により複写したものの交付
同封する郵便切手の額 710 円分
- ・ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
同封する郵便切手の額 440 円分

* 担当課等

国立循環器病研究センター 総務課広報係 木下
〒564-8565 大阪府吹田市岸部新町6番1号 TEL 06-6170-1070